

北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会

設立趣旨

北陸地方における建設界では、少子高齢化の進展や労働人口の減少に加え、近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化等により、建設業者数や建設業就業者数も減少しており、とりわけ離職者の増加や若年入職者の減少等の厳しい状況に直面している。また、これらの状況については、これまで建設界の持つ魅力を建設界全体として発信することや建設界に対する好印象を醸成することが、うまくできてこなかったことも主因の一つと考えられる。

このような状況下においては、将来にわたる社会資本の整備・維持管理及びその品質確保や、冬期の除雪を含む災害時の対応等を通じた地域の維持等に支障が生じることが懸念されることから、地域における担い手の確保・育成は極めて重要な課題となっており、平成26年には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」のいわゆる担い手三法が改正され、建設工事の担い手の育成と確保について、建設業者団体や国等の責務が明確化されたところである。

上記をふまえ、北陸地方における建設界の担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、建設界の担い手不足に対し、建設関係団体、教育機関、関係行政機関等が一体となって担い手の確保・育成の取組みを推進することを目的としたプラットフォームとして、「北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会」を設置する。